

ディスクロージャーポリシー規程

(2023年2月)

日本パレットプール株式会社

制定 2023年2月
改正

(目的)

第1条 当社は、金融商品取引法に定める「フェア・ディスクロージャー・ルール」の趣旨を尊重し、公正で透明性の高い情報の適時・適切な開示と、株主・投資家を始めとするステークホルダーの皆様との対話を通じ、コミュニケーションの充実と信頼関係の維持、向上を図るとともに、企業経営の質を高め、持続的な企業価値の向上に努めるため、ディスクロージャーポリシー規程を制定する。

(適用範囲)

第2条 本規程の適用範囲は、日本パレットプール株式会社が株主・投資家を始めとするステークホルダーに対する会社情報開示の手続きに適用する。

(情報開示の基準)

第3条 当社は、関係法令や東京証券取引所が定める規則に基づき、当社に関する開示すべき重要情報を適切に管理し、開示内容の正確性を確保しつつ開示する。重要情報とは、具体的には、インサイダー取引規制の対象となる情報及び公表前の確定的な決算情報であって有価証券の価額に重要な影響を与える情報を指す。

また、法令や開示に関する規則等に定められた情報以外に、当社の経営方針や事業内容に対する理解を深めるために有用であると当社が判断する情報（以下、「有用な情報」という。）についても、積極的に開示する。

(情報開示の方法)

第4条 当社は、重要情報の開示については、東京証券取引所の適時開示情報伝達システム（TDnet）、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）を通じて行うとともに、開示後、速やかに当社ホームページにその内容を掲載する。

また、有用な情報についても、ニュースリリース、記者会見、説明会、当社ホームページへの資料掲載等を通じ、広く社外へ発信する。

(情報開示に関する社内体制)

第5条 当社は、株主・投資家との対話を促進するため、経営推進本部担当取締役がIR活動を統括する。情報開示については、総務部を事務局とし、総務部、財務部、経営企画部による情報開示の方針、情報開示活動の適切性に関する協議に基づき、取締役会において

ディスクロージャーポリシーを決定している。

当社は、本ディスクロージャーポリシーに基づき、代表取締役社長または各開示情報を所管する担当役員を責任者として、情報開示を行う。

取締役会は、経営推進本部担当取締役から報告される情報開示活動について、内容を共有するとともに、適切性を確認する。

(株主・投資家との対話とフィードバック)

第6条 株主・投資家との対話は、経営推進本部担当取締役がその任にあたるとともに、内容は日程等を勘案の上、代表取締役社長及び経営推進本部担当取締役が面談に臨む。

対話の方法は、個別面談に加え、通期に決算説明会を開催する。

対話を通じていただいた意見等は、経営推進本部担当取締役を通じて、定期的に取り締役会へフィードバックされる。また、経営幹部並びに社内関係者へも共有し、企業活動への反映を図る。

(未公表の重要情報の取り扱い)

第7条 未公表の重要情報が、一部の資本市場参加者のみに選別的に開示されることのないよう、当該情報に関わる関係者に対し、ディスクロージャーポリシーの趣旨及び情報管理の重要性について周知徹底を図る。

(沈黙期間)

第8条 当社は、決算情報の漏洩防止と開示の公正性の確保を目的に、決算期末日の翌日から決算発表日までを沈黙期間とし、決算の内容や業績の見通し、計画に関するお問い合わせへの対応を差し控える。ただし、この沈黙期間中に業績予想を大きく外れる見込みが出てきた場合には、法令や開示に関する規則に従い、適宜公表する。

(業績予想及び将来予測)

第9条 当社が開示する業績予想及び経営戦略等に関する将来予測は、開示日現在において入手し得る情報に基づき合理的であると判断される一定の前提に基づくものであり、実際の業績は、様々な要因により、開示した予想・予測と異なる可能性がある。

(第三者による業績予想等)

第10条 当社は、当社に関する第三者によるいかなる意見や推奨、業績予想等について、原則としてコメントしない。ただし、著しい事実誤認や間違いがあれば、その旨指摘することがある。